

不利益処分の処分基準

処 分 名	公営住宅の明渡しの請求		
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 38 条第 1 項		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 34 条	
	基 準	現に存する公営住宅を除却するため必要があるか否かの認定は、個別具体的に判断する。	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			